

久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務

(2) 業務内容

「久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 業務場所

受託業者事務所他

3. 予算額

見積額の上限は10,729,000円（消費税および地方消費税額を含む。）とする。
なお、年度ごとの上限額は、次のとおりとする。

年度	限度額
令和8年度	5,329千円
令和9年度	5,400千円
合計	10,729千円

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和8年 6月23日（火）
- (2) 質問書の提出期間・・・・・・・・令和8年 6月23日（火）～ 6月29日（月）
- (3) 質問書に対する回答・・・・・・・・令和8年 7月 1日（水）まで
- (4) 参加申込書等の提出期間・・・・令和8年 6月23日（火）～ 7月 6日（月）
- (5) 資格審査結果の通知・・・・・・・・令和8年 7月16日（木）【予定】
- (6) 企画提案書等の提出期間・・・・令和8年 6月23日（火）～ 7月23日（木）
- (7) プレゼンテーションの実施・・・・令和8年 7月29日（水）【予定】
- (8) 審査結果通知書の送付・・・・令和8年 8月初旬【予定】
- (9) 契約締結・・・・・・・・・・令和8年 8月 7日（金）頃【予定】

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税を完納していること。
 - ・久留米市内 … 県税、市税
 - ・久留米市以外の福岡県内 … 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) ISMS 適合性評価制度に基づく ISMS 認証（ISO/IEC27001 又は JISQ27001）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与するプライバシーマークを取得していること。
- (9) 糖尿病等の生活習慣病重症化予防を目的とした医療機関未受診者等への受診勧奨業務について、地方公共団体から直接受注し、令和3年度以降に履行が完了した業務実績を有すること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年6月23日（火）～令和8年6月29日（月）午後5時15分まで。

(3) 回答方法

令和8年7月1日（水）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。エ、オについては、参加申込期限から3ヶ月以内に発行

されたものに限る。

ただし、本市の競争入札参加資格有資格者名簿登載者については、ウ～オの書類は提出しなくてよいものとする。

提出書類		部数
① 参加申込書等の提出書類		
ア	参加申込書（様式第2号）	1部
イ	参加資格に係る申立書（様式第3号）	1部
ウ	役員等調書及び照会承諾書（様式第4号）	1部
エ	登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）	1部
オ	納税（滞納なし）証明書（下記参照）	1部
カ	業務実績調書（様式第5号）	1部
キ	業務実績調書（様式第5号）に掲げる実績について、その事実が確認できる契約書や仕様書等の写し	1部
ク	ISMS認証又はプライバシーマークの登録証の写し	1部
ケ	事業者概要（様式第6号）	1部
コ	委任状（様式第7号）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）	1部
② 提案書等の提出書類		
サ	企画提案書（「9. 企画提案書作成方法」を参照）	8部
シ	価格提案書（様式第8号）	1部

（参照）納税等証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

支店等に参加手続き等を委任する場合、所在地区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分	納税等証明書		
		法人	個人	
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税等に未納がない証明（納税証明書その3の2）
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書等の提出書類

令和8年6月23日（火）から令和8年7月6日（月）（土日祝日を除く。）までの
午前8時30分から午後5時15分まで

② 提案書等の提出書類

令和8年6月23日（火）から令和8年7月23日（木）（土日祝日を除く。）までの
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが
証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。
郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

① 表 紙 「久留米市国民健康保険生活習慣病重症化予防業務企画提案書」と記載

② 様 式 A4版縦型・両面印刷可・長辺綴じ

資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にて綴込み

③ 文 字 フォントサイズ11ポイント・横書き

(ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りではない)

④ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。

上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

⑤ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

⑥ ページ番号 企画提案書には必ずページ番号を付けること

(2) 構成と評価内容

① 提案書は、下表に示す構成とすること。

② 下表の記載内容に関する留意事項及び「10. 審査方法」に示す評価基準等を踏まえ、
文章で簡潔に記載すること。なお、価格提案は企画提案書には記載しないものとする。

③ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚
数の範囲に収めること。

④ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

構成		記載内容に関する留意事項
1	業務遂行体制	本業務を確実に実施するための実施体制、従事者の配置状況（経験年数、実績）や研修体制、緊急時等の業務体制等について記載すること。 個人情報を含むデータの授受方法、個人情報保護及び情報セキュリティ対策等の実施体制（各種認証制度の取得状況）、個人情報漏えい等の緊急事態への対策等について記載すること。

2	業務計画	本業務の仕様書を踏まえ、具体的な業務フロー及び業務実施スケジュールを記載すること。
3	文書による勧奨	受診勧奨に用いる通知物の具体的な見本例、受診意欲等の向上に向けた創意工夫のポイント、期待効果等について記載すること。
4	電話による勧奨・簡易保健指導	接触率や受診意欲等の向上に向けた創意工夫のポイント、期待効果等について記載すること。
5	効果測定	報告書等様式の具体的な例、市側の実績把握や業務管理が容易になるなど業務負担軽減につながる工夫のポイントについて記載すること。
6	追加提案	仕様書に定められた内容以外に、予算額の範囲内において、本市にとって有効な提案があれば記載すること。
7	業務実績	令和3年度以降に履行が完了した、本業務と類似の業務受託実績及び業務成果について記載すること。なお、記載内容は、参加申込書類に定める「業務実績調書（様式第5号）」に記載した受託案件に関するものに限る。

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

(1) 評価項目及び配点

企画提案書等による評価基準及び評価点の詳細は下表のとおりとする。

評価項目			評価基準	評価点 (満点)
企画提案	業務遂行体制	人員体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を確実に実施するために必要な人員体制や業務体制が整備されているか。 ・業務従事者は十分な経験、実績等を有しているか、人材育成・研修等は適切か。 ・事故発生時（緊急時）やクレーム発生時の業務対応体制が整っているか。 	5点
		個人情報保護及び情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の授受方法は十分なセキュリティ対策が講じられているものか。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ体制は組織的に整備されているか。(各種認証制度の取得状況) ・個人情報の漏えい等の緊急事態について十分な対策がとられているか。 	5点
	業務計画	業務フロー及び実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様を踏まえ、業務内容ごとに全体の業務フローが整理され、明確に示されているか。 ・データ授受、受診勧奨（再勧奨）、保健指導、効果測定といった一連の業務について、業務内容ごとに受託期間中の実施スケジュールが適切かつ具体的に示されているか。 ・また、受診率向上や適切な効果測定の実施が期待できる計画内容となっているか。 	10点

	文書による 勧奨	受診勧奨に用いる通知物の創意工夫	・ 勧奨対象者の受診意欲が高まるような工夫がされているか。 ・ 客観性のある期待効果が示されているか。	10点
	電話による 勧奨・簡易 保健指導	接触率向上に向けた創意工夫	・ 不在等で連絡がつかなかった場合のアプローチ方法など、接触率を向上させるための工夫がされているか。 ・ 客観性のある期待効果が示されているか。	5点
		受診意欲等の向上に向けた創意工夫	・ 勧奨対象者の受診意欲が高まるような工夫がされているか。 ・ 客観性のある期待効果が示されているか。	5点
	効果測定	効果測定にかかる実績報告内容及び様式等	・ 仕様を踏まえ、報告項目等の必要性を十分に認識し、具体的な報告様式等が提示されているか。 ・ 提案様式等は、市側の業務管理の観点から、適切かつ容易に実績把握が可能な内容となっているか。業務負担軽減に資するものか。	5点
	追加提案	仕様書以外の内容で本市にとって有益な提案	・ 業務目的の達成に資するものであるか。 ・ 提案者ならではの強みをいかした提案か。 ・ 職員の事務負担軽減や業務経費の削減につながるものか。 ※ 予算額内で仕様書以外に実施できる提案内容のみ評価する。	5点
業務実績	類似業務の受託実績	・ 本業務と類似の受託実績を有しているか。 ・ 契約相手先の規模や業務規模等を踏まえ、安定的な業務履行が期待できるか。	10点	
	受託業務の効果実績	・ 受託案件における勧奨効果（勧奨者のうち受診につながった者の割合）は本業務の目的達成に十分な水準か。	15点	
価格提案		配点（評価点）×（価格提案のうち最低価格／自社の提案価格）	25点	

(2) プレゼンテーション

① プレゼンテーション実施日

令和8年7月29日（水）【予定】

② 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

③ 提案時間 20分

④ 質疑応答 10分

⑤ 参加人数 3人以内

⑥ 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ 提出した企画提案書のみで提案を行うこと。その他、追加資料等は認めない。

ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

11. 候補者の選考方法

- (1) 評価担当者が提案書類とプレゼンテーション及びヒアリングにより、提案内容を評価基準に基づき審査し、評価結果に対する審査委員会の審査を経て、候補者を選定する。
- (2) 失格者を除いた者のうち、総合点（各評価担当者の評価点の合計）が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (3) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約相手方の候補者として選定する。
- (4) 評価項目の企画提案及び業務実績における評価点の合計点が6割を超えていない者は受託候補者として選定しない。
- (5) 提案者が1者であった場合においても本プロポーザルは有効とする。

12. 審査結果

- (1)通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2)通知時期 令和8年8月初旬【予定】

13. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

14. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. 契約の締結

選定した候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで契約を締結する。仕

様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合や候補者が失格事項に該当することが判明した場合等、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と協議を行うものとする。

16. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ① 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本提案にかかる書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。
また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、本市の競争入札参加資格有資格者名簿登載者については、この限りでない。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地5

久留米市健康福祉部保健所健康推進課（担当：坂田・大久保）

電話 0942-30-9331 ファクシミリ 0942-30-9833

電子メールアドレス ho-kenko@city.kurume.lg.jp